00026
(R7)

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　４月　１日　至　令和　８年　３月 31 日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人弘医会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　■ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　□ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目８番５号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和２８年１２月１０日

(4) 設立登記年月日　　昭和２８年１２月２４日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	笠原　憲二	医師
理　　事	那須　康典	医師・とりかい介護老人保健施設管理者
同	池田　　実	医師・福岡鳥飼病院管理者
同	大山　高興	医師・太刀洗病院管理者
同	尾﨑　恵子	医師・おざき眼科管理者
同	福澤　康子	看護師・福岡鳥飼病院看護部長
監　　事	岩本　洋一	弁護士
同	山口　恒憲	社会保険労務士
評 議 員	那須　恵子	薬剤師
同	筒井　公代	看護師・社会福祉施設長
同	西本　豊子	看護師
同	島津佐恵子	医療従事経験者
同	栗原　博美	地域代表経験者
同	小林　芳子	医療従事者経験者
同	北村　友美	社会福祉施設事務長
同	加藤　純一	経営有識者
同	橋本　光子	看護師
同	東　　健一	薬剤師

	氏　　名	備　　考
評議員	曽根田　加代	社会福祉施設管理栄養士
同	許斐　沙樹	社会福祉施設介護長

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病　院	福岡鳥飼病院	4011119288	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目８番５号	一般病床１１７床 療養病床６０床
病　院	太刀洗病院	4013119021	福岡県朝倉郡筑前町山隈８４２番地の１	一般病床６０床 療養病床５６床
介護老人保健施設	とりかい介護老人保健施設	4051180158	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目３番７号	入所定員７３名 通所定員５６名
介護老人保健施設	介護老人保健施設　ふじ	4053180091	福岡県朝倉郡筑前町山隈８４２番地の１	入所定員７８名
診療所	おざき眼科	4011023928	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１号	なし

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　考
とりかい訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１４号	
とりかい訪問看護ｹｱﾌﾟﾗﾝｻｰﾋﾞｽ	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１４号	
たちあらいｹｱﾌﾟﾗﾝｻｰﾋﾞｽ	福岡県朝倉郡筑前町山隈８４２番地の１	
たちあらいﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	福岡県朝倉郡筑前町山隈８４２番地の１	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑとりかい	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１４号	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ弘医荘	福岡県朝倉郡筑前町高上９６２番地	
小規模多機能ﾎｰﾑとりかい	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１４号	
福岡鳥飼病院託児所	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目８番５号	
有料老人ﾎｰﾑいなほ	福岡県朝倉郡筑前町高上９５４番地	
有料老人ﾎｰﾑとりかい	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１４号	
とりかいﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	福岡県福岡市城南区鳥飼６丁目７番１４号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　7年　5月 16 日　　令和 6年度事業報告・監事監査報告及び決算承認の決定
令和 6年度剰余金処理の決定

令和　8年　3月 27 日　　令和 8年度の事業計画及び収支予算の決定
令和 8年度の借入金額の最高限度額の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

該当なし

(6)　当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．　医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

該当なし

(7)　当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

該当なし

(9) そ　の　他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名　医療法人　弘医会

※医療法人整理番号	0	0	0	2	6

所在地　福岡市城南区鳥飼6丁目8番5号

財　産　目　録

（令和　8年　3月　31日現在）

１．資　産　額	4,354,154	千円
２．負　債　額	240,272	千円
３．純　資　産　額	4,113,882	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		2,407,924
B　固定資産		1,946,230
C　資産合計	（A＋B）	4,354,154
D　負債合計		240,272
E　純　資　産	（C－D）	4,113,882

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式3－1

法人名　医療法人 弘医会
所在地　福岡市城南区鳥飼6丁目8番5号

※医療法人整理番号	0	0	0	2	6

貸借対照表

（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	2,407,924	Ⅰ 流動負債	239,063
現金及び預金	1,786,073	支払手形	－
事業未収金	575,527	買掛金	43,763
有価証券	－	短期借入金	50,000
たな卸資産	11,477	未払金	50,461
前渡金	－	未払費用	－
前払費用	6,422	未払法人税等	－
繰延税金資産	－	未払消費税等	－
その他の流動資産	28,425	繰延税金負債	－
Ⅱ 固定資産	1,946,230	前受金	443
1有形固定資産	1,888,165	預り金	429
建物	1,188,179	従業員預り金	5,782
構築物	12,293	賞与引当金	63,519
医療用器械備品	82,012	納税充当金	24,666
その他の器械備品	20,746	Ⅱ 固定負債	1,209
車両及び船舶	4,315	医療機関債	－
土地	578,736	長期借入金	－
建設仮勘定	－	繰延税金負債	－
その他の有形固定資産	1,884	退職給付引当金	1,209
2無形固定資産	12,376	その他の固定負債	－
借地権	－	負債合計	240,272
ソフトウェア	10,697	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,679	科目	金額
3その他の資産	45,689	Ⅰ 資本金	－
有価証券	16,500	Ⅱ 資本剰余金	475
長期貸付金	－	Ⅲ 利益剰余金	4,113,407
保有医療機関債	－	繰越利益剰余金	4,113,407
その他長期貸付金	－		
役職員等長期貸付金	－	Ⅲ 評価・換算差額等	
長期前払費用	23,998	その他有価証券評価差額金	－
繰延税金資産	－	繰延ヘッジ損益	－
その他の固定資産	5,191		
		純資産合計	4,113,882
資産合計	4,354,154	負債・純資産合計	4,354,154

（注）1．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4－1

法人名　医療法人 弘医会

所在地　福岡市城南区鳥飼6丁目8番5号

※医療法人整理番号	0	0	0	2	6

損　益　計　算　書

（自 令和 7年 4月 1日　至 令和 8年 3月 31日）

（単位:千円）

科　目	金　額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,321,308
2 事業費用		
(1)事業費	3,279,346	
(2)本部費	－	41,962
本来業務事業利益		41,962
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		372,953
2 事業費用		385,418
附帯業務事業損失		－12,465
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		－
2 事業費用		－
収益業務事業利益		－
事業利益		29,497
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	3,295	
その他の事業外収益	155,253	158,548
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	625	
その他の事業外費用	52,212	52,837
経常利益		135,208
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	－	
その他の特別利益		－
Ⅴ 特別損失		
固定資産除去損	－	
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益		135,208
法人税・住民税及び事業税	29,669	
法人税等調整額	－	29,669
当期純利益		105,539

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名　医療法人 弘 医 会
所在地　福岡市城南区鳥飼6丁目8番5号

※医療法人整理番号	0	0	0	2	6

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			－	該 当 な し		－	－	－	－

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
		該 当 な し					

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　弘医会
理事長　　笠原　憲二　殿

私たちは、医療法人　弘医会の令和７年度会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について、監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　５月13日

医療法人　弘医会

監事　岩本　洋一

監事　山口　恒憲

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。